

パブリックコメント「習志野市地域防災計画(素案)」のいただいた意見の概要と市の考え方(回答)

募集期間:平成25年12月2日(月曜)～平成25年12月27日(金曜)

(担当課:企画政策部 危機管理課)

No.	編	頁	意見の概要	意見に対する回答
1	風水害等編	風-2-15	<p>&lt;第2章 災害予防計画 第6節 高潮災害予防対策&gt; 素案の中で、高潮対策に関する記載が少ないように思うが、もっと詳しく記載できないか。</p>	<p>いただいたご意見のとおり追記します。 追記の内容としては、近年発生している気候変動や災害の発生状況等を踏まえて、護岸や水門等のハード対策と高潮警報発表時の情報伝達や避難、また、高潮に関する知識の周知や防災意識の醸成等のソフト対策の両面から追記します。</p>
2	震災編	震-2-34	<p>&lt;第2章 災害予防計画 第10節 避難体制の整備&gt; 4 避難体制の周知 (3)避難所運営についての周知 避難所運営マニュアルに記されれば良いのかもしれませんが、「多様な視点」の文言を加えていただきたいと思います。(例「…地域が主体となり多様な視点を持った自主的な避難所開設・運営が…。」)</p>	<p>いただいたご意見のとおり追記します。 過去の災害教訓からも、避難所運営には多様な視点が不足しがちとなり、避難生活に支障が出ていることから、今回の修正では、避難所の開設や運営等の項目には同様に多様な視点を取り入れて記載しています。特に、「高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が十分でない外国人、病弱者、女性」などの災害時に配慮が必要な方への対応を考慮しました。 また、備蓄品やボランティア対策、平常時の訓練等の記載にも考慮しました。 なお、避難所運営マニュアルも同様の点を考慮して作成します。</p>
3	風水害等編	風-2-33	<p>&lt;第2章 災害予防計画 第12節 災害時における要配慮者対策&gt; 1 要配慮者の範囲 共働き世帯が増加している現状であり、子どもだけで在宅の場合も往々にしてあるため、地域での配慮が必要です。</p>	<p>いただいたご意見のとおり追記します。 要配慮者の範囲に、「その他地域で配慮が必要な方」を追記し、地域における配慮や見守りが必要と判断される場合に対応することを明記します。ただし、具体的な対象者や年齢区分は限定できないため、広く捉えることとし、地域の実状に応じた対象者や配慮の方法になると考えます。 また、子どもについては、防犯面や災害孤児になった時の配慮なども必要になるため、見守りやこころのケアも含め、地域や学校等と連携した対応も考慮して追記します。</p>